

令和 8 年 1 月 26 日

事 業 主 様
ご 担 当 者 様

神奈川県建設業健康保険組合
理 事 長 小 俣 務
(公 印 省 略)

令和 7 年度被扶養者資格の再確認(検認)実施について

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 10 日付「被扶養者資格の確認調査実施のお知らせ」にて、ご案内させていただきましたが、「確認調書」による被扶養者資格の再確認(検認)を実施いたします。

今回の検認では、19 歳以上の被扶養者(令和 8 年 3 月 31 日時点)で、あらかじめマイナンバーを活用した情報連携により、事前に対象となる被扶養者に関する収入照会を行政機関等に行った結果、以下の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

■ 60 歳未満の方 → ※年間収入が 120 万円以上の方

■ 60 歳以上、もしくは、障害厚生年金の受給要件に該当する方

→ ※年間収入が 170 万円以上の方

※令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までの収入が対象となります。

■ 行政機関等において情報が照会できなかった方

お忙しい中、ご担当者様・被保険者及び被扶養者の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、裏面の「検認実施要領」により行いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、当健康保険組合へご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

神奈川県建設業健康保険組合

TEL 045-201-9446

裏面をご覧ください

【 検 認 実 施 要 領 】

1. 令和 8 年 1 月 13 日時点の当健康保険組合データにより、「確認調書」を作成しています。
2. 「確認調書」は、被保険者ごとに封筒に入れた状態でご用意します。
3. 今回は、19 歳以上の被扶養者（令和 8 年 3 月 31 日時点）が対象となります。
※認定年月日が令和 7 年 10 月 1 日以降の方を除く。

今回の検認では、あらかじめマイナンバーを活用した情報連携により、事前に対象となる被扶養者に関する収入照会を行政機関等に行った結果、表面に記載している条件のいずれかに該当する方が対象となります。

4. 添付書類が必要な場合がございます。「確認調書」の裏面をご覧ください、必要な添付書類のご提出をお願いします。
※必要に応じて追加の書類提出を求める場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. 「確認調書」に記載されている住所と、住民票上の住所が違う場合は、「確認調書」の備考欄に住民票上の住所をご記入ください。
6. 提出期限の令和 8 年 2 月 27 日までに必ず「確認調書」及び添付書類をご提出ください。
7. 確認調査対象の被扶養者について、提出期限の令和 8 年 2 月 27 日までに書類提出がない方、認定条件を満たしていない方につきましては、令和 8 年 3 月 1 日付で被扶養者資格を削除させていただきますことを予めご了承ください。
8. 書類の提出については、事業所経由、被保険者等からの直接提出、いずれも可能です。

◎ご提出いただく書類等は、この検認の目的以外に使用いたしません。◎

以上